

公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年10月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
11	環境部	建設課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見4) 地域振興計画 環境部には、上津CC、宮ノ陣CC、杉谷埋立地、久留米市斎場など地域振興策を行っている施設が存在するが、地域振興の基準が存在したりしなかったり、存在しても内容、期間、金額などが明確には定まっていない状況である。その結果、施設によって内容、期間、金額等が異なる状況であった。 地域振興策は必要ではあるが、その内容、期間、金額等の大枠は議会等で決定し内容を公表し、事後的にも実績の開示を行うなどより透明な行政運営が必要である。</p>	意見	埋立地をはじめとしたごみ処理関連施設等の受け入れ地域は、他の地域より重点的に地域振興策で優遇する必要があるとの市の基本方針のもと、地域振興計画を策定し地域振興を推進しています。地域振興計画はその施設によって対象とする地域を設定し、地域からの要望をもとに策定しているため、内容、期間、金額等についてはそれぞれ異なっています。また、策定した地域振興計画は議会に報告を行っています。地域振興計画に基づく事業については、毎年地元へ報告を行っています。
53	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 2. 地球温暖化対策の推進 (指摘1) 環境負荷低減行動推進事業におけるくるめエコ・パートナーのマグネット等の在庫管理について 環境政策課では次年度の予算額を算出するための基礎資料として、毎年度の9月末頃にマグネット在庫数量を数えている。 しかし、チラシ並びにエコバッグについては在庫数量を数える作業を実施していない。 実施していない理由として、チラシ並びにエコバッグはマグネットと比較すると配布する回数が多いため、大体の在庫を把握しており在庫管理表までは作成していないという環境政策課からの回答を入手しているが、次年度の予算額を算出するための根拠となる数量をマグネットと同様、未開封の箱単位などでチラシ並びにエコバックについても適切に把握することが望ましい。 したがって、マグネットのみならず、未開封の箱単位などでチラシ及びエコバックの数量を数える業務を追加すること及び数量を数えた結果を記載する様式を整備し運用する等、業務改善を実施することが望ましい。</p>	指摘	6月にチラシ及びエコバッグの在庫を確認し、在庫管理表を作成しました。
54	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 2. 地球温暖化対策の推進 (意見11) 環境ビジネスセミナーアンケート 令和元年度における環境関連産業支援事業における環境ビジネスセミナーは令和2年2月14日に開催されており、環境政策課ではセミナー参加者へ当該セミナーに関するアンケートを実施し集計まではなされていた。 しかし、アンケートの集計結果が未決裁であり課内で情報共有されていなかったため、確実に事務処理を行うことが望ましい。</p>	意見	決裁のうえ、課内でアンケート集計結果の情報共有を5月に行いました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
68	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 3. ごみ減量・リサイクルの推進 (意見12)事業系古紙リサイクル奨励金制度について 事業系古紙リサイクル奨励金制度は、事業者が排出する古紙類の分別、回収及び運搬に係る費用の一部を助成することで、事業者のごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図り、もってごみ減量及び古紙類の再資源化ルートの確立を図ることを目的に実施されている。</p> <p>しかし、古紙リサイクルを実施した団体数は、平成30年度の8団体から令和元年度は4団体へと減少している。減少した理由として、古紙リサイクル奨励金額が1kgあたり1円であり、申請する団体側において奨励金申請に係る申請書の作成及び根拠資料の入手保管等の事務手続きに係るコストと比較衡量した結果、古紙リサイクル奨励金制度から撤退する団体が増加したと資源循環推進課より回答を得ている。</p> <p>金銭という助成とごみ分別及び資源化に対する意識の高揚を図るという目的を達成するために、奨励金額の単価を見直すこと並びに申請手続きを簡素化すること(作成する申請資料数の減少又はオンラインシステムでの申請方法の検討)など、当該制度の継続要否も含めて検討すべきである。</p>	意見	<p>制度そのものはリサイクル推進に向けて効果を上げてきているため、今後も事業は継続してまいります。申請方法については事業者負担軽減に向けて簡素化を含めて令和3年度内に要綱の見直し等を行います。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
145	各総合支所 環境部	環境建設課 資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (指摘2)随意契約の見直し 田主丸地域、北野地域、城島地域、三漕地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務委託、久留米市北野地域燃やせるごみ収集運搬業務委託、久留米市北野地域資源物収集運搬業務委託、久留米市城島・三漕地域燃やせるごみ収集運搬業務(その1)、久留米市城島・三漕地域資源物等収集運搬業務(その1)、久留米市城島・三漕地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、久留米市城島・三漕地域燃やせるごみ収集運搬業務(その2)、久留米市城島・三漕地域資源物等収集運搬業務(その2)において、随意契約理由書の随意契約理由も合理性に欠けるもので地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への適合性が疑われる処理であった。随意契約理由が明確でないのであるから、原則どおり競争入札等にて業者選定を行わなければならない。</p> <p>また、田主丸地域の資源物収集運搬業務は平成10年度から、北野地域の燃やせるごみ収集運搬業務及び資源物収集運搬業務は昭和55年度から、城島地域の燃やせるごみ収集運搬業務について昭和49年度から、資源物等収集運搬業務平成9年度から、三漕地域の燃やせるごみ収集運搬業務について昭和47年度から、資源物等収集運搬業務は平成7年度から同一業者と超長期間の随意契約にて業務委託を継続している。旧町時代は他に実施可能な業者がないため随意契約を結ばなければならない状況であったことは理解できるが、他の業者との機会の均等、複数社による業務の継続性の確保、競争原理による委託料の低減などの観点からも随意契約は見直す必要がある。</p> <p>田主丸地域の久留米市田主丸地域資源物収集運搬業務、城島地域の、久留米市城島・三漕地域資源物回収容器設置回収洗浄業務、久留米市城島・三漕地域資源物等収集運搬業務(その1)は、随意契約の相手先が市外の業者となっている。市内業者の育成の観点、災害時の緊急対応等の観点から市内業者へ委託するべきである。</p>	指摘	<p>一般廃棄物の収集運搬業務は、住民が衛生的に過ごすために、決められた日に収集漏れが無く、確実に実行することが極めて重要であり、これまでの実績に基づき信用、技術、経験を考慮して、久留米市の旧4町地域では、随意契約を行ってきました。</p> <p>平成26年に出された環境省の通知では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定する市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準とされています。</p> <p>更に、過去の随意契約の方法により締結された一般廃棄物の収集運搬業務委託が地方自治法に違反しているとして争われた裁判においても、一般廃棄物の収集運搬委託契約を行うことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の趣旨と一般競争入札は相容れないと判断された判決もある状況です。</p> <p>そうした状況も踏まえて、令和2年度の契約にあたっては、随意契約の理由の明確化を図ったところです。</p> <p>また、県内の自治体においては、ほぼ随意契約で行われており、その中には、直営から民営委託に移行する際、当初は入札で行ったものの、その後、随意契約で委託を行う事としたところもある状況です。</p> <p>よって、現時点で契約方法は適合性を有していると考えていますが、今後もし指摘を参考に、収集運搬業務の確実な履行を前提として競争性についても廃掃法と整合ある適正委託を確保できる方策について、情報収集、分析を行ってまいります。</p>
145	環境部	資源循環推進課	<p>第4章 各論 4. 安定的なごみ処理 (指摘3)法施行令第4条第1項への準拠性の判断資料の提出 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条の2第2項及び法施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に適合している」としている点であるが、法施行令第4条第1項第1号は、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と規定する。しかし、契約を締結する際の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書の提出は義務付けられていないことから、財務的基礎の適合性は判断されていなかったこととなる。法施行令第4条第1項に準拠し、業務の遂行能力の基礎となる委託業者の財務基盤の安全性を判断するためには、財務書類の徴求が必要である。今後は契約時の提出書類に直近の財務諸表や税務申告書等を追加し、財務基盤の安全性についても適切に判断しなければならない。</p>	指摘	<p>令和3年度から経理的基礎審査を実施することとし、貸借対照表、損益計算書及び国、県、市町村税の滞納がない旨を証する書類(滞納なし証明)の提出を求め、これを基に財務的基礎の適合性を判断するものとししました。併せて役員及び発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資者(株主又は出資者が法人の場合、法人の登記事項証明書)について、警察照会と成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の提出を求めるとしました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
224	環境部	環境政策課	<p>第4章 各論 11. 関連団体(環境衛生連合会)助成 (指摘4)市衛連における積立金の残高用途について 市衛連における歳入歳出の繰越残高10,349,470 円の預金口座以外に、別口座で積立金の預金口座を保有しないことが望ましい。 市衛連において、当該連合会で雇用していた正規職員の退職金に充当する金額として、毎年会費より当該口座へ積み立てていた。当該残高は退職金を支払った後の残額である。平成23年度以降、市衛連で正規職員は雇用されておらず、残高の増加理由は利息によるものである。令和元年度末において1,585,389 円の残高を有している。 残高の用途について、市衛連では事務局人件費の予備費(突発的に臨時職員を雇用するようになった場合などに使用する目的)として保有しているとの回答であるものの、臨時職員に対する賃金は令和元年度予算1,666,000 円に対して実績1,435,835 円という状況であり、予算の範囲内で賄えている。 突発的に臨時職員を雇用する必要性が生じた場合、久留米市側と協議して臨時職員の賃金予算分については補助金を追加補正するなど、機動的に対応すべきである。いずれにせよ市衛連に対して、当該残高の用途を再検討させるなど、適切な会計管理を求めるべきである。</p>	指摘	<p>当該残高や市補助金について、3月に市衛連事務局と協議を行い、その適正な会計管理を求めました。 その結果、当該残高については、周年事業費に充当することを目的とした「周年事業費積立金」として処理していく旨回答をいただきました。</p>